

中小企業従業員等派遣研修費助成制度のご案内

公益財団法人新発田育英会

新発田育英会では、新発田市からの支援を受け市内の中小企業従業員等が所定の研修に参加する際、受講料の一部を助成する制度を展開しています。この事業の原資は企業の皆様からいただいた寄附金（人材育成のための教育振興基金）が含まれております。

1. 対象者

- ・新発田市内の中小企業に従事する従業員等で、事業所が申請する。

2. 対象となる研修

- ・国又は地方公共団体が中小企業従業員等を対象として実施する研修
- ・中小企業大学校又は商工会議所若しくは商工業団体等が実施する各種研修
- ・北陸職業能力開発大学校附属新潟能力開発短期大学校が実施する研修
- ・公益財団法人にいがた産業創造機構等が実施する研修
- ・その他理事長が適当と認める研修

※ 個人の免許や資格の取得（認定）に関連する研修や講習の受講は、対象となりません。

3. 助成金額

受講料が3万円以内のときは全額。3万円を超える場合は、その額3万円との差額の2分の1の額に3万円を加算した額。ただし、1助成対象者につき毎年度9万円を助成の限度額とする。

千円未満の端数は切り捨てる。

※ 例

受講料が5万円の場合（同一の研修を数人で受講した場合も同じ）
 $(5万円 - 3万円) \times 1 / 2 + 3万円 = 4万円$ の助成

4. 申請手続き

従業員等の研修の日程が決定したら、以下の書類の写しを添付し、事業主が交付申請書を提出してください。

- 受講等の決定を証明する書類（受講の通知書等）
- 研修実施主体が発行する研修費用の総額を証明する書類（案内書等）
- その他の団体から研修費用の助成を受ける場合は、その額を証明することができる書類

※ 助成申請書を受領後、交付決定通知書を送付しますので、対象とする研修の受講後、1週間以内に実績報告書等を提出してください。

5. 助成金の交付

申請者（事業主）は、従業員等が研修を受講後、実績報告書を提出する。書類審査のうえ指定された口座に手数料を差引いて振り込みいたします。



研修は、資質の向上と視野を広げるチャンスです！

申請書の提出先・問合せ先（事務局）

公益財団法人新発田育英会

〒957-0053 新発田市中央町 5-8-47

新発田市生涯学習センター中央公民館内

☎0254-22-8516 F0254-22-1977

平成29年4月1日

申請用紙等は、「新発田市ホームページ⇒市教育委員会⇒お知らせ⇒（公財）新発田育英会の事業について」にも掲載しています。

<http://www.city.shibata.niigata.jp/>